

令和7年度群馬県幼児教育・保育施設物価高騰対策支援給付金支給要綱

(通則)

第1条 令和7年度群馬県幼児教育・保育施設物価高騰対策支援給付金(以下「支援金」という。)事業については、予算の範囲内において支給するものとし、群馬県補助金等に関する規則(昭和31年群馬県規則第68号。)の規定によるほか、この支給要綱の定めるところによる。

(支給の目的)

第2条 支援金は、主とした収入が公定価格及び私学助成により定められ、物価高騰の影響を直ちに価格転嫁困難な、幼児教育・保育施設に対し支援することを目的とする。

(支援対象事業者等)

第3条 支援金の支給対象者は、令和7年4月1日において、別表1第1欄で定める区分に係る事業を実施する第2欄に定める者とする。ただし、国又は地方公共団体が設置する施設(指定管理者が運営する施設を含む)は対象としない。

2 第1項の支給対象者は、自法人の役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は施設の長をいう。)が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号第2条第2号)に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的な関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団員の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(支給額)

第4条 支援金の支給額は、別表1の第3欄に規定する支給単価とする。

2 支援金の支給は、別表1の第1欄に定める区分ごとに1回限りとする。

(支給申請期間)

第5条 支給申請期間は、別途知事が定める期間とする。

(支給の申請方法)

第6条 支援金の申請を行う事業者(以下、「申請事業者」という。)は、別表2で定める事項(以下、「申請書」という。)を別途知事が定める方法により提出するものとする。

2 申請事業者は、施設単位で申請するものとする。

(支給の決定等)

第7条 知事は、提出された申請書について、記載漏れ、表示の錯誤等がないか点検し、適正なものであると認めた場合はこれを受理する。

2 知事は、受理した申請書について、本支給要綱に基づき審査し、適正であると認められるときは、支援金の支給を決定するものとする。

3 知事は、前項により支援金の支給を決定したときは、申請事業者に対して、令和7年度群馬県幼児教育・保育施設物価高騰対策支援給付金支給決定通知書(様式第1号)により通知するものとする。

4 知事は、支援金の支給決定を行ったときは、支給決定額を申請事業者が指定した金融機関の口座に速やかに振り込むものとする。

(支給決定の取消)

第8条 第6条第1項の申請にあたり、錯誤、虚偽又は不正があった場合は、知事は第7条第2項の決定を取り消すものとする。

(支援金の返還)

第9条 支援金の支給を受けた申請事業者は、支援金の支給決定が取り消されたときは、当該取消しに係る支援金を知事の定める期間内に返還しなければならない。

(雑則)

第10条 この支給要綱に定めるもののほか支援金の支給について必要な事項は、その都度知事が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年10月9日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表1

1 施設区分			2 支給対象者	3 支給単価	4 支給要件
児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に定める	保育所		施設を運営する事業者 (法人又は個人)	令和7年4月1日における 在園児童(※1)一人当たり 7,000円	対象施設は、次の(1)～(3)のすべてを満たす、本表第1欄に定める区分に係る事業を実施する私立の施設です。国又は地方公共団体が設置する施設(指定管理者が運営する施設を含む)は対象外です。 (1)令和7年4月1日に事業を実施しており、申請日時点において事業を休止・廃止していないこと (2)令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に事業を実施していること (3)群馬県内に所在する施設であること
	地域型保育事業 (居宅訪問型保育を除く)	家庭的保育事業所			
		小規模保育事業所			
		事業所内保育事業所			
	認可外保育施設(居宅訪問型を除く)			令和7年3月31日における 在園児童(※2)一人当たり 7,000円	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に定める	認定こども園	幼保連携型認定こども園		令和7年4月1日における 在園児童(※1)一人当たり 7,000円	
		保育所型認定こども園			
		幼稚園型認定こども園			
		地方裁量型認定こども園			
	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める	幼稚園			

※1 保育所、地域型保育事業(居宅訪問型を除く)、認定こども園：R7.4.1時点の在園児童数

広域入所児童数(県外・他市町村からの受入児童数)も含めた在園児童数。ただし、1～3号認定を受けた児童に限る。

※2 認可外保育施設(居宅訪問型を除く)：R7.3.31時点の在園児童数

各市町村に報告した「運営状況報告書」の「保育している児童の人数」の合計人数

※3 幼稚園：R7.5.1時点の在園児童数

「学校基本調査」にて報告した在園児童数

別表2

No.	申請書項目	備考
1	申請日	
2	申請者	経営主体の名称・代表者の役職及び氏名 ※個人経営の場合は代表者の氏名のみ
3	申請者所在地	
4	施設区分	別表1第1欄に定める区分
5	施設名称	
6	施設所在地郵便番号	
7	施設所在地住所	
8	施設代表電話番号	
9	施設在園児童数	別表1第3欄に定める在園児童数
10	支援金申請額	
11	振込口座名義人の確認	振込口座名義と代表者名義の関係を記載
12	委任情報	振込口座名義と代表者名義が異なる場合
13	金融機関名	
14	支店名	
15	預金種類	
16	口座番号	
17	振込口座名義(カタカナ)	
18	振込口座通帳の写し	口座番号、口座名義等が確認できる通帳の写しを添付
19	担当者部署・職名	
20	担当者氏名	
21	連絡先電話番号	
22	連絡先メールアドレス	

第 号
年 月 日

様

群馬県知事

令和 7 年度群馬県幼児教育・保育施設物価高騰対策支援給付金支給決定通知書

年 月 日付で申請された群馬県幼児教育・保育施設物価高騰対策支援給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 支給日 ○年○月○日

(注意事項)

支援金の支給にあたっては、以下に同意いただいていることを前提とします。

- ① 支給対象者の要件を満たしていること
- ② 支給のために提出した書類に虚偽がないこと
- ③ 当該支援金を重複して申請していないこと
- ④ 群馬県暴力団排除条例に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと
- ⑤ 虚偽が判明した場合は、支援金の返還に応じるとともに、支援金と同額の違約金の支払いに応じること
- ⑥ 支援金の支給事務に必要な範囲において、知事が当該事務の一部を委託する事業者に対し、支給申請に係る個人情報を提供し、共有することに同意すること

上記に同意いただけない場合は、支援金の返還等の措置を取らせていただきます。